

**川崎市、東芝ブレイブルーパス東京、神奈川県ラグビーフットボール協会、
川崎市ラグビーフットボール協会の連携協定に関する覚書**

川崎市(以下「甲」という。)、一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会(以下「乙」という。)、川崎市ラグビーフットボール協会(以下「丙」という。)、東芝ブレイブルーパス東京株式会社(以下「丁」という。)の4者は、連携をより一層進めることを目的として、「ラグビーを通じたスポーツ振興・地域活性化等に係る連携協定書」(以下「連携協定書」という。)の第2条に掲げる連携事項の具体的な内容について、次のとおり覚書を締結する。

(連携事項)

第1条 甲、乙、丙及び丁(以下「4者」という。)は、別記に掲げる事項を、誠意を持って実行するものとする。ただし、それぞれの事項は、4者協議の上、変更できるものとする。

(費用負担)

第2条 本覚書に基づく各取組に要する費用の負担については、4者がその都度協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本覚書の有効期間は、連携協定書に準ずるものとする。

本覚書の締結を証するため本書4通を作成し、4者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年8月31日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会
会長 角田 誠

丙 川崎市ラグビーフットボール協会
会長 伊藤 克実

丁 東芝ブレイブルーパス東京株式会社
代表取締役社長 薫田 真広

別記

1 連携協定書第2条第1号(ラグビーを通じたスポーツ振興や青少年の健全育成をはじめとする多様な分野における取組)関連事項

- (1) 丁は、川崎市内でアカデミー活動を実施し、ラグビーの普及及び競技力向上に努める。
- (2) 丙及び丁は、甲と連携し、川崎市内の学校等への選手等の派遣によるスポーツ体験教室その他の普及啓発活動を実施する。
- (3) 丙及び丁は、甲が主催又は共催するスポーツイベント等に協力し、ラグビーの魅力発信及びスポーツ振興に努める。
- (4) 丁は、丙が実施するラグビー普及事業等に対し、選手又はスタッフの派遣等の協力を行う。
- (5) 乙は、本条各号の取組の実施に当たり、競技団体として有する知見の提供、関係団体との連絡調整及びラグビーの普及活動その他必要な協力を行う。

2 連携協定書第2条第2号(試合や活動に係る広報活動)関連事項

- (1) 丁は、定例記者会見、会員組織その他の広報媒体を活用し、川崎市内での試合及び活動に関する情報発信(以下「情報発信」という。)を行う。
- (2) 丁は、ホストゲームその他の試合及び活動について、川崎市内の商業施設、商店街、駅等における広報活動その他のプロモーション活動を実施する。
- (3) 甲、乙及び丙は、公式ウェブサイト、公式SNSその他の広報媒体を活用し、情報発信に協力する。ただし、情報発信の内容については、必要に応じて関係者間で事前に確認を行うとともに、写真、動画その他の個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。
- (4) 甲は、必要に応じて試合や活動に係る報告の機会の設定等に協力する。
- (5) 丙は、川崎市内ラグビースクール及び高校ラグビー部等への情報発信に協力する。

3 連携協定書第2条第3号(ホストエリアにおけるホストゲーム開催に係る支援)関連事項

- (1) 甲及び丙は、川崎市内でのホストゲームの開催に必要な施設の調整及び事前確保その他必要な協力を行う。ただし、特定の日数の施設確保を保証するものではない。
- (2) 乙は、川崎市内で開催する丁のホストゲームにおいて、別途協議の上、競技運営及び大会運営に係る人的支援その他必要な協力を行う。

4 連携協定書第2条第4号(ファン層拡大に向けた取組)関連事項

- (1) 丁は、川崎市内で各種イベントへの参加その他の取組を実施し、地域における認知度向上及びファン層の拡大に努める。
- (2) 丁は、川崎市内で開催するホストゲームへの市民招待等の取組を実施し、幅広い世代を対象とした観戦機会の創出に努める。

5 第2条第5号(その他本協定の目的を達成するため4者が必要と認めた事項)関連事項

4者は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて協議の上、新たな連携事業を実施するものとする。

以上